

育児・介護休業法の拡充と保育施策の拡充を求める意見書

近年、わが国では少子化が急速に進行している。一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均は、1999年には1.34人となり、とりわけ東京においては1.06人と全国平均を大きく下回っている。労働団体と経営者団体は「子どもを産み育てやすい社会をめざして」と題する共同アピールを公表した。

現在、わが国には仕事と家庭の両立支援策の柱として「育児・介護休業法」があるが、その制度内容・適用状況は、男女労働者にとって、実質的に仕事と家庭を両立できる条件とするためには、まだまだ多くの課題を積み残している。

労働省は、育児・介護休業法附則第3条の「法律の施行状況等を勘案し必要な措置を講ずる」との規定に基づき、女性少年問題審議会で改正に向けての審議を開始した。

すでにわが国が批准しているILO第156号条約（家庭的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約）、同第165号条約勧告に基づき、育児・介護休業法に、(1)短時間勤務制度の拡充、(2)子ども・家庭看護制度の新設、(3)男性の育児休業取得促進、(4)時間外労働等の免除措置を盛り込むことにより、育児・介護休業法を「仕事と家庭の両立支援法（仮称）」へと抜本的に改正実現することを強く要請する。

また同時に、社会的環境整備として、「待機児」解消をはじめとする多様な保育要求に対応した、保育事業と学童保育事業の拡充が早期に実現されなければならない。無認可保育所を届出制とするための法整備も必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、我々の要請を真摯に受け止め、2001年通常国会において法整備をはじめ社会環境整備の一層の取り組みを強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年12月21日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男